工事場所：中町団地Ａ及びＢ
住　　所：津市久居中町地内

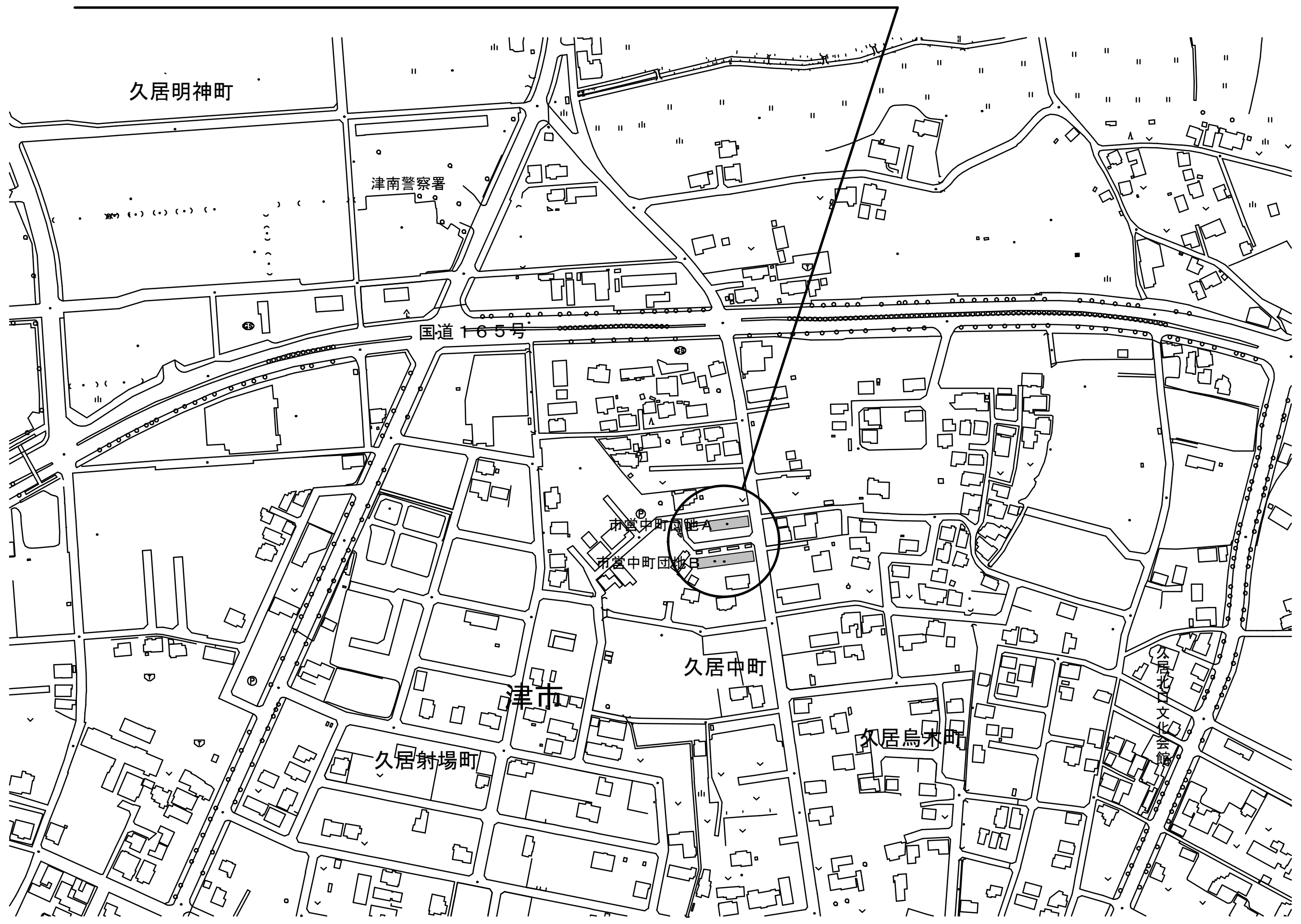

工事場所：相川西団地Ａ及びＢ
住　　所：津市久居野村町地内

附近見取図

特記事項

（工事概要）
・既設遠隔水道メーターの取替えを行い、結線及び調整を行う。

（施工条件）
・当工事場所は市営住宅であり、入居者に対する安全対策、プライバシー、ほこり、騒音等には十分注意すること。
・水道メーター取替に伴う断水については、管理人、入居者と十分に打合せをし、的確に連絡を行い、苦情のないよう務めること。
・水道メーター取替時には、メーター取外し前のメーター数値を記録し、水道検針に支障がないよう対応すること。又、市水道局へ「各戸メーター取替報告書」を提出すること。
・工事対象物又は既設建物に損害を与えた場合は、受注者の負担、責任において速やかに復旧するとともに、市監督員に報告すること。
・工事における施工計画書、材料承認及び各種関係書類等はその部分の工事に着手するまでに監督員の承諾を受けること。
・使用材料について、その部分の工事に着手するまでに、監督員による数量及び材料の検収を受けること。
・毎日の作業終了時には、工事施工個所付近の清掃を行い、念入りな後片付けを行い、工事区域の整理整頓につとめること。
・工事用電力及び用水については受注業者負担とする。
・工事車両及び工事関係車両は、通路及び道路に駐車しないこと。
・設計図書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
・工事写真について、共用メーター施工前・施工中・施工後の写真と、各階段室に対して1ヶ所づつ各戸メーターの施工前・施工中・施工後の写真を収める。
なお工事写真と別に作成する完成写真に関しては黒板を写真には写さないようにする。
・設計図書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。

（適用基準）
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書・機械設備工事・電気設備工事編（最新版）
・その他関係法令

（解体撤去処分）
・当工事により発生する廃材は、産業廃棄物となるため関係法令により適切に処理すること。
また、工事完了後、速やかにマニフェスト等の写しを市監督員に提出すること。
・近隣に対し騒音・振動・粉塵等を配慮した施工を行うこと。

電子式水道ﾒｰﾀｰ及び集中検針盤仕様・数量表

住宅名	種別	口径（m/m）	数量	参考品番	備考
中町団地Ａ	各戸メーター	２０	１２	ＥＫＤＡ　同等品	
	集中検針盤		１	アズビル金門㈱製　ＥＧﾊﾞｽ検針盤　型式：ＫＥＺ	中町団地Ａ、Ｂ両用　※工事対象外
中町団地Ｂ	各戸メーター	１３	１８	ＥＫＤＡ　同等品	
相川西団地Ａ	各戸メーター	２０	１８	ＥＫＤＡ　同等品	
	集中検針盤		１	アズビル金門㈱製　ＥＧﾊﾞｽ検針盤　型式：ＫＥＺ	相川西団地Ａ、Ｂ両用　※工事対象外
相川西団地Ｂ	各戸メーター	２０	１８	ＥＫＤＡ　同等品	

津市市営中町団地及び相川西団地遠隔水道ﾒｰﾀｰ取替工事		縮尺
図面名称	附近見取図・特記事項・仕様・数量表	原図：Ａ２ 平成28年11月
津　市　建　設　部　市　営　住　宅　課		No.　1/2

中町団地

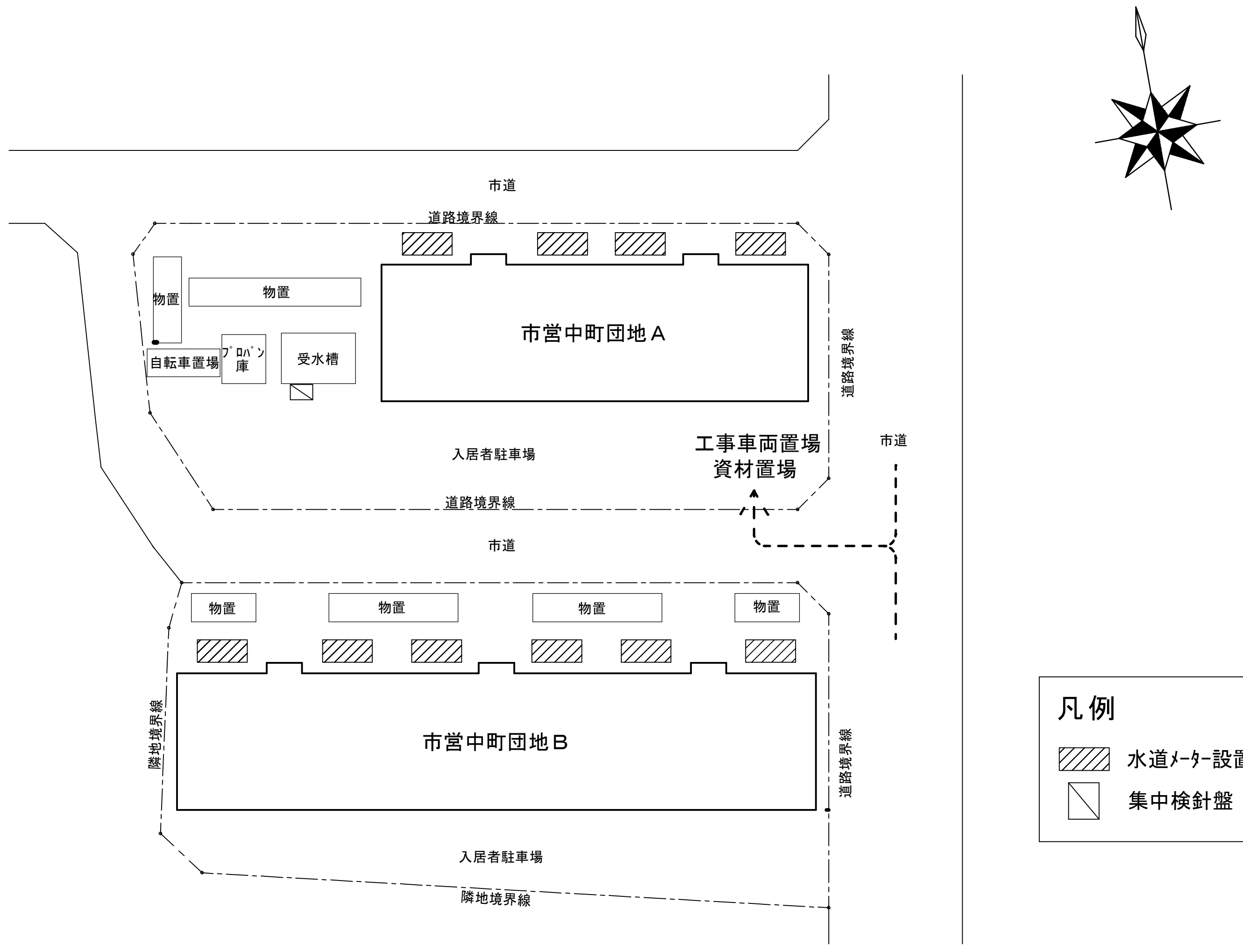

配置図　1/300

凡例

- 水道ﾒｰﾀｰ設置個所
- 集中検針盤

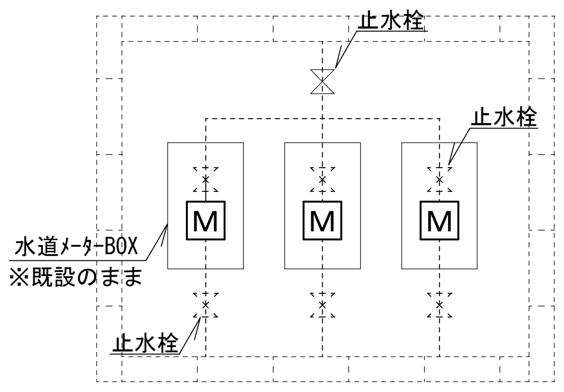

※既設の給水管及び止水栓は既設のまま
※配線は既設位置ﾎﾞｯｸｽ内で接続

凡例

- M 電子式水道ﾒｰﾀｰ

水道メーター設置個所詳細図（Ａ・Ｂ棟）

相川西団地

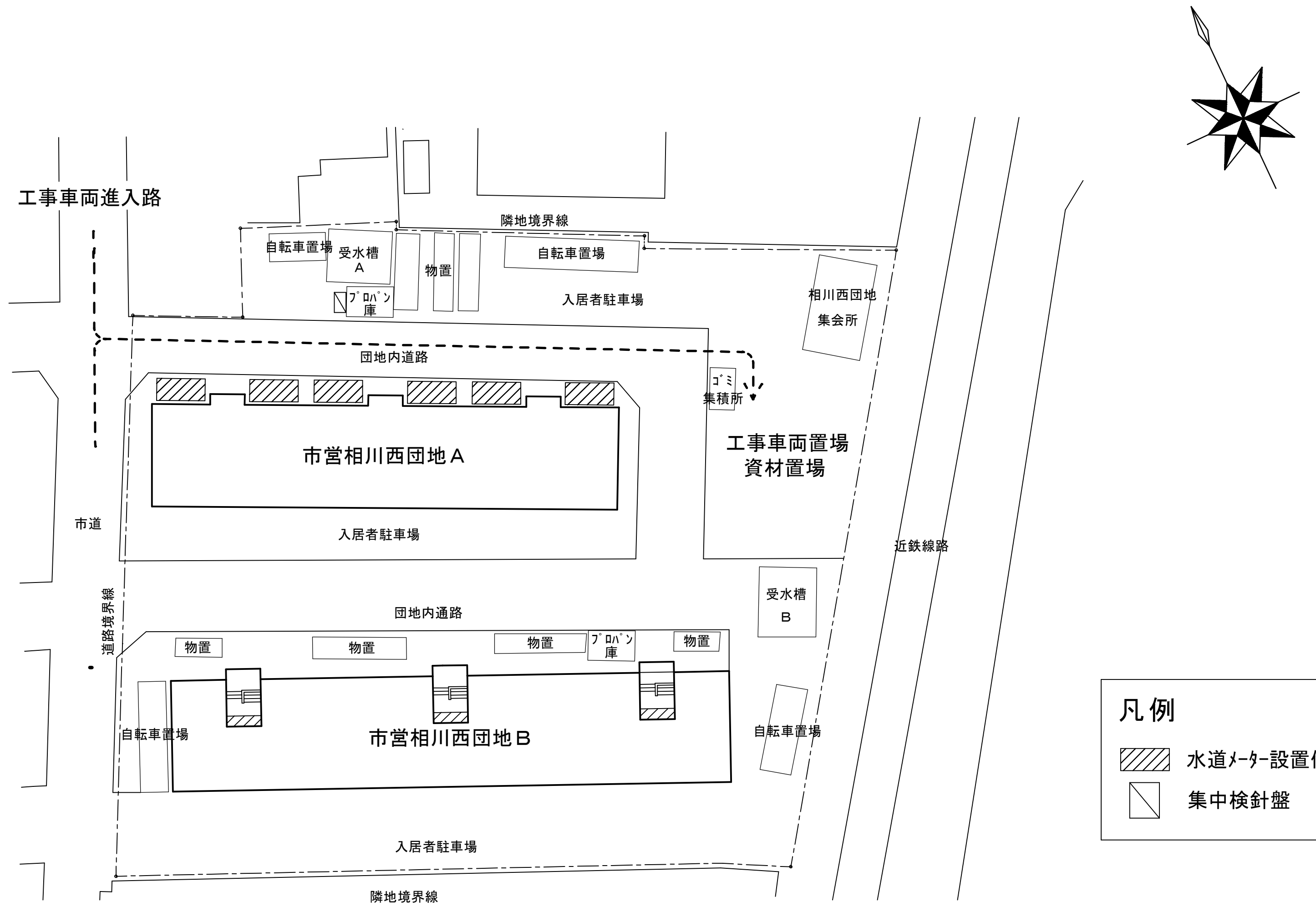

配置図　1/300

凡例

- 水道ﾒｰﾀｰ設置個所
- 集中検針盤

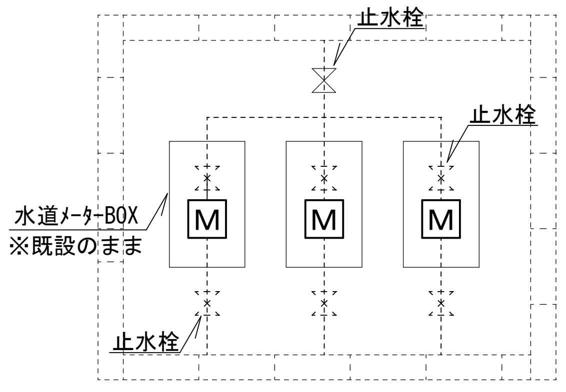

※配線は既設位置ﾎﾞｯｸｽ内で接続

Ａ棟

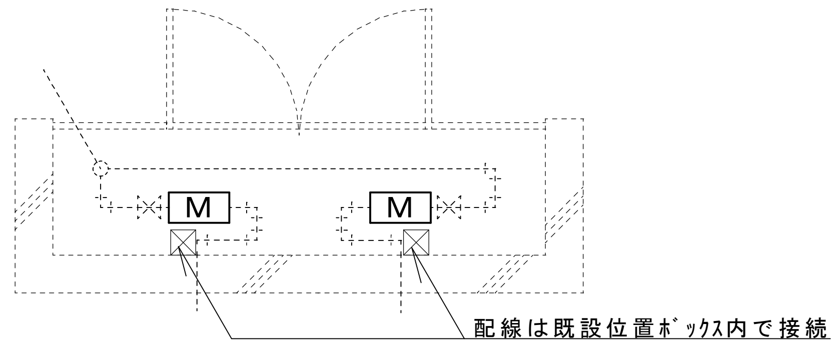

（ＰＳ部）

Ｂ棟

凡例

- M 電子式水道ﾒｰﾀｰ

※既設給水管及び止水栓は既設のまま（Ａ・Ｂ棟）

水道メーター設置個所詳細図

津市市営中町団地及び相川西団地遠隔水道ﾒｰﾀｰ取替工事		縮尺 1/300
図面名称	配置図・部分詳細図・凡例	原図：Ａ２ 平成28年11月
津　市　建　設　部　市　営　住　宅　課		No. 2/2